

一般社団法人 エル・システム ジャパン定款

公  
証

謄  
本

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 エル・システム ジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、エル・システムの理念に基づいた音楽、そして他の芸術活動を通して、子どもの自己実現の場の拡充を推進することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- 1 日本国内におけるエル・システムの理念に基づいた子どもオーケストラ活動の普及・広報
- 2 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための資金調達
- 3 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者育成
- 4 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者派遣
- 5 日本国内におけるエル・システム式子どもオーケストラ活動を行う団体同士の交流事業
- 6 諸外国のエル・システムに取り組む団体等との交流事業
- 7 ベネズエラをはじめとする諸外国のエル・システム活動の最新の取り組みの紹介
- 8 エル・システムの理念に基づいたコミュニティー芸術活動の促進
- 9 前各号に附帯する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告することができないやむを得ない事由があるときは、官報に掲載する方法により行う。

- 2 電子公告を行うホームページのアドレスは次のとおりとする。  
<http://elsistemajapan.org>

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。  
理事 3名以上  
監事 2名以内  
2 理事のうち、1名を代表理事とする。